附則第八条中「平成二十年度から」を「平成二十八年度及び」に改め、「までの間」及び「。次項において同じ」を削り、同条の表中

第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）、同法の法律第一条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第八十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「老人保健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金の納付、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
及び病床転換支援金の納付	
病床転換支援金の額	病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額

を

第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）、同法の法律第一条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「老人保健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金の納付、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
第七十条第一項第二号	及び病床転換支援金の額

に改め、同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

附則第九条第一項中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同項の表中

第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）、同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条及び附則第七条第一項において「平成二十年四月改正前老人保健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金の納付、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
第七十条第一項第二号	及び病床転換支援金の額

を

第七十条第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）、同法の法律第一条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五条において「老人保健法」という。）の規定による医療費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金の納付、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付
第七十条第一項第二号	及び病床転換支援金の額

に改め、同表第七十五条の項中「病床転換支援金等及び」の下に「平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加え、同表附則第七条第一項の項中「附則第七条第一項」を「附則第七条第一項第二号」に改め、「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

附則第十条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「平成二十五年度から」及び「までの間」を「附則第二十二条」を「附則第二十一条の三第一項」に、「附則第二十一条の三第一項」を「附則第二十二条」に改め、「（当該」及び「」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」を削り、「）附則第三十